**平成２７年（フ）第１５９号**
福井市和田１丁目１番28号　シャルム和田201
債務者　森　美千代
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６４号**
福井市若杉３丁目504番地１
債務者　佐々木玲子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６号**
山梨県大月市賑岡町強瀬1850番地３　県営石動団地２号棟103号
債務者　島田　真弥
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第１８号**
山梨県富士吉田市松山1267番地の１　シェソワ101号
債務者　若色　　大（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第２２号**
山梨県南都留郡忍野村内野49番地
債務者　山本　春子（旧姓北澤）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第２３号**
山梨県南都留郡忍野村忍草2811番地７
債務者　眞田　君香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第２６号**
山梨県都留市桂町1081番地２
債務者　天野美由紀（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第２９号**
山梨県富士吉田市旭２丁目13番１号
債務者　鈴木　秀直
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２７年（フ）第１９号**
島根県浜田市三階町467番地
債務者　下手祐太郎
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

**平成２７年（フ）第３６４号**
兵庫県三木市大塚２丁目３番45号　県住４棟111号
債務者　味地　定美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３７２号**
神戸市長田区二葉町８丁目５番３号　ひかりハイツ205号、従前の住所神戸市垂水区城が山１丁目７番３－412号
債務者　村井絵梨香
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４１４号**
神戸市須磨区妙法寺字牛ノ子1014番地の17
債務者　田中正子こと　申　　正子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４３号**
山口市松美町３－75、住民票上の住所山口県下松市瑞穂町２丁目11番20－203号、前住所山口県熊毛郡田布施町大字宿井233番地８
債務者　朝妻　裕一
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第４９号**
山口県防府市本橋町17番35－401号　市住29棟380号
債務者　杉迫　裕之
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２７号**
長崎県長崎市大園町３番２－202号
債務者　大柳　真理
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６６号**
名古屋市名東区社台１丁目89番地の１　コーポ堀206号
債務者　江藤真由美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３９２号**
名古屋市港区野跡５丁目３番５－707号　稲永荘
債務者　本田美津江
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部